◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

スコープ

地域未来投資促進税制の地方税減免は併用可

大胆な投資促進税制と他の投資税制との関係

令和８年度税制改正で創設された大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）だが、同税制の投資計画実施中は、①地域未来投資促進税制、②中小企業経営強化税制、③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用を受けることができないので留意したい。ただし、地域未来投資促進税制については、地域未来投資促進法に基づく計画承認や金融機関による支援措置を受けることが可能であるほか、地方税の減免との併用は可能となっている。

投資計画実施期間中は地域未来促進税制などとの併用不可

大胆な投資促進税制については、改正産業競争力強化法の施行日（令和８年７月31日）から令和11年３月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の確認を受け、確認を受けた日から５年を経過する日までの間に設備等（特定生産性向上設備等）の取得等をし、事業の用に供する必要がある。このため、建設工事が長期化する大型設備投資にも適用が可能となっている。

ただし、同税制の対象となる特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その特定生産性向上設備等に係る投資計画の実施期間内の日を含む事業年度は、事業者単位で類似の設備投資税制の適用が制限されることになるので留意したい。

具体的には、①地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）、②中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）（※ただし、繰越税額控除制度を除く）、③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除）（※ただし、令和８年３月31日までに主務大臣の認定を受けた計画に記載された設備は適用制限の対象外）である。

地域未来投資促進法に基づく計画承認は可能

このうち、地域未来投資促進税制については、地域未来投資促進法に基づく計画承認や金融機関による支援措置を受けることは可能だ。また、地域未来投資促進法における国（主務大臣）の確認を受けた承認地域経済牽引事業においては、各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合があるが、地方税の減免と大胆な投資促進税制との併用は可能となっている。大胆な投資促進税制における適用制限については、あくまで所得税・法人税に係る措置であ

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ